

板橋区行政補助員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、行政補助員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 行政補助員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 行政補助員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 区行政事務の補助に関すること。
- (2) 前号に付随する事項

(設定数)

第3条 行政補助員の設定数は、100人とする。

(任用)

第4条 行政補助員の区分及び任用は以下のとおりとする。

- (1) 区分A（一般）
義務教育が終了した心身が健全な者のうちから、選考により区長が任用する。
 - (2) 区分B（技術）
義務教育が終了し、かつそれぞれの職種に必要な資格・免許を有する心身が健全な者のうちから、選考により区長が任用する。
- 2 任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。
 - 3 行政補助員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
 - 4 行政補助員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 行政補助員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 登録申込書
- (2) その他総務部人事課長（以下「人事課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

- 第6条 行政補助員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、行政補助員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 行政補助員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 行政補助員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 行政補助員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 行政補助員の勤務時間等は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 勤務日数は月20日以内とし、勤務日は勤務実態に応じて所属する部署の課長等（以下「所属長」という。）が定める。

(2) 勤務時間は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月 9 日東京都板橋区条例第 18 号）及び職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 10 年 3 月 25 日東京都板橋区訓令第 23 号）に定めるところによる勤務場所における正規の勤務時間内で、1 日 7 時間 45 分以内（休憩時間を含む。）とする。

(3) 勤務時間及び休憩時間の割振りは、職務実態に応じて所属長が定める。

2 前項に定めるもののほか、行政補助員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第 11 条 行政補助員の勤務場所は、人事課長が定める。

（休暇等）

第 12 条 行政補助員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第 13 条 行政補助員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第 14 条 行政補助員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第 15 条 行政補助員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第 16 条 行政補助員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

（研修）

第 17 条 行政補助員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）

第 18 条 行政補助員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

（人事評価）

第 19 条 行政補助員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)	
職 名	行政補助員
任用期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
報 酬	
令和 年 月 日	
発令権者 板橋区長	

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()]
-------	--